

事業継続力強化支援計画に関するQ&A

(1) 全体

Q 1. 「事業継続力強化支援計画」の作成は義務ですか？

(答)

本計画の作成は義務ではありませんが、商工会・商工会議所におかれては、自然災害等（自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害、Q 4 1 参照）の際の地域経済・雇用への影響も踏まえ、地域の小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業の必要性について認識していただくとともに、関係市町とも共通認識を持っていただいた上で、共同で実効性のある計画を作成されるよう、前向きな検討をお願いします。

本計画の作成を義務と捉え、計画作成自体を目的化し、実態と異なる計画を作成することや、商工会又は商工会議所及び関係市町との間で認識が異なる計画を作成することは、二次被害の防止を含め実効性に大きく影響することから、関係者間の十分な事前調整を経て計画を作成するよう、特に留意してください。

Q 2. 都道府県によって、審査内容が異なるのでしょうか？

(答)

本計画は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（以下、「基本指針」という。）において、「都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画を踏まえて、支援を実施するものとする」とされているところです。

当然のことですが、地理的条件や災害発生の可能性は地域ごとに異なり、各都道府県はその地域の特性に応じて防災計画を作成しているところです。

このため、具体的な審査の内容や視点は、都道府県ごとに異なります。また、国はそれが望ましいことであると考えています。

Q 3. 一の商工会等の管轄区域が複数の市町にまたがる場合、又は一の市町に複数の商工会等が併存する場合、計画の対象区域はどのようになりますか？

(答)

計画を策定する「商工会等の管轄区域」と「市町の管轄区域」の重複している区域が、計画の「対象区域」となります。

具体的には、以下のようなケースが考えられ、「⇒」の「対象区域」となります。

【A商工会の管轄区域がB市とC町にまたがっている場合】

(1) A商工会がB市及びC町と共同で一つの計画を作成

⇒A商工会の管轄区域のすべてが計画の対象区域となる

(2) A商工会がB市と共同で一つの計画を、またC町と共同で一つの計画を別々に作成

⇒(1)と同様、A商工会の管轄区域のすべてが計画の対象区域となる

(3) A商工会がB市とのみ共同で作成

⇒A商工会の管轄区域のうちB市内のみ計画の対象区域となる

(4) A商工会がC町とのみ共同で作成

⇒A商工会の管轄区域のうちC町内のみ計画の対象区域となる

【X 商工会議所と Y 商工会が Z 市に併存する場合】

(5) X 商工会議所及び Y 商工会が Z 市と共同で一つの計画を作成

⇒Z 市内における X 商工会議所及び Y 商工会の管轄区域のすべてが計画の対象区域となる

(6) X 商工会議所と Y 商工会がそれぞれ Z 市と共同で別々の計画を作成

⇒(5)と同様、Z 市内における X 商工会議所及び Y 商工会の管轄区域のすべてが計画の対象区域となる

(7) X 商工会議所は計画を作成せず、Y 商工会と Z 市が共同で計画を作成

⇒Z 市内における Y 商工会の管轄区域のみ計画の対象区域となる

Q4. 申請から認定まではどれくらいの時間がかかりますか？

(答)

約2か月かかります。ただし、提出書類に不備（不足）があった場合は、2か月以上の期間を要することがありますので、予めご了承ください。

Q5. 商工会又は商工会議所と共同して申請する市町は、何を実施すれば良いのでしょうか？

(答)

実施する内容やその役割は作成主体である市町及び商工会又は商工会議所の判断になります。いずれにしても、市町は、商工会又は商工会議所とよく相談の上、計画を共同で作成してください。

Q6. 市町の商工部局は、計画の作成や実行にあたって防災部局と連携することが必要ですか？

(答)

基本指針において、「(中略)、事業継続力強化支援は、地域の防災を進める上で重要な役割を果たす地方公共団体と連携して実施することが必要である。とりわけ、災害対策基本法第40条第1項に基づく都道府県地域防災計画及び第42条第1項に基づく市町村地域防災計画を踏まえて、支援を実施するものとする。」とされていることから、当該計画の作成及び実行にあたっては、各市町内において商工部局と防災部局が相互に連携いただき、共通認識を持っていただきたいと思います。

Q7. 申請にあたっては市町長印の押印が必要になりますか？

(答)

原則不要です。ただし、押印を妨げるものではありません。

(2) 法定経営指導員

Q8. 法定経営指導員とは、どのような者ですか？

(答)

小規模事業者支援法第5条第5項及び第7条第5項に規定する「経営指導員」を、便宜的に「法定経営指導員」と呼んでいます。

小規模事業者支援法では、「小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な知識及び経験を有する者として経済産業省令で定める要件に該当する者(抄)」と規定しています。

Q9. 「必要な知識及び経験を有する者」とは、どのような者を想定していますか？

(答)

小規模事業者支援法施行規則により、以下の要件をすべて満たす者です。

- 一 第7条第1項各号に規定する経営指導員の要件を満たす者（※）
- 二 直近5年以内に小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な基礎的知識及び能力に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

（※）第7条1項各号に規定する経営指導員の要件

- 一 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所その他商工会議所を構成員とする団体の役員又は職員である者
- 二 直近5年以内に中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第40条各号に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
- 三 直近5年以内に地方公共団体の行政事務に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者
- 四 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に関する3年以上の実務の経験を有する者
- 五 各欠格事由（刑罰、暴力団等）に該当しない者

Q10. 「法定経営指導員」は、すべての経営指導員になるべきものですか？

(答)

Q9. の回答のとおり、小規模事業者支援法施行規則に基づき一定の要件を満たす者を想定していますので、すべての経営指導員になることは想定していません。

Q11. 「事業継続力強化支援計画に係る認定申請書」に記載する「法定経営指導員」は、申請書の提出時点では「候補者」でも差し支えないとのことですが、最終的に、同候補者が法定経営指導員の要件をクリアできなかった場合、当該申請計画の扱いはどのようになりますか？

(答)

「法定経営指導員」は、申請書の提出時点では「候補者」でも差し支えありませんが、申請書の提出時点で要件を満たしていない場合は、次の書面を提出してください。

①経営指導員要件を満たすことの申告書（参考様式第1）※

※様式第1の各要件欄には、以下の記載例をご参考ください。

2. 商工団体の役員又は職員要件

商工団体の役員又は職員要件については、採用通知書を添付し、採用後の令和5年1月に契約書を提出します。

3. 指定講習の受講要件

講習種別	講習実施機関	受講年度	受講年度時点の 所属団体	備考
基礎講習	中小企業庁	令和3年度	●●商工会	
行政事務講習	中小企業庁	令和4年度予定	●●商工会	
事業継続力講習	中小企業庁	令和3年度	●●商工会	

令和4年12月に指定講習を受講し、受講後の令和5年1月に修了証を提出します。

（※受講要件については、申請書の提出までに受講を終えておくことが望ましい。）

4. 実務経験

（①組織における実務従事の経緯で確認する場合）

実務従事期間が現在、34月（2年10ヶ月）のため、従事期間を満たす予定の令和5年1月に組織における実務経験を証明する書類を提出します。

ただし、ご質問のように、同候補者が計画の認定までに法定経営指導員の要件をクリアできなかった場合には、申請された事業継続力強化支援計画は不認定となります。

認定を受けるためには、要件を満たしていることを証明する書式（Q27.の回答参照）を、県に提出する必要があります。

Q12.「事業継続力強化支援計画に係る認定申請書」に記載する「法定経営指導員」は、最終的に、同候補者が法定経営指導員の要件をクリアできない場合に備え、複数の候補者名を記載してもいいのですか？

(答)

複数の候補者名を記載しても差し支えありません。

ただし、Q11.の回答のとおり、最終的に法定経営指導員の要件をクリアする者が1名以上必要となります。

Q13.「法定経営指導員」が複数の計画に関与することはできますか？

(答)

同一人が複数の事業継続力強化支援計画の法定経営指導員となることは法的には問題ありませんが、法定経営指導員は、計画の作成から実施に至るまでの必要な情報の提供及び助言等を行うこととなりますので、一人の法定経営指導員が関与できる適切な範囲に留まるよう注意してください。

Q14.「法定経営指導員」が人事異動（退職）した場合、手続きは必要ですか？

(答)

小規模事業者支援法第6条に基づく変更認定を受ける必要があります。人事異動（退職）が判明した時点で速やかに手続きを行ってください。

なお、当該変更申請に係る変更申請書の記載例は、次ページをご参照ください。

様式第2（第4条関係）

記載例（法定経営指導員を変更する場合）

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

行政庁名 殿

〇〇県〇〇市〇〇町1-1
〇〇商工会（商工会議所）
会長（会頭） 〇〇 〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町1-1
〇〇市（町・村）長 〇〇 〇〇

令和〇年〇〇月〇〇日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項

（別表2）事業継続力強化支援事業の実施体制
（2）①法定経営指導員の氏名、連絡先

2 変更事項の内容

【変更前】 氏 名：経産 花子
連絡先：〇〇商工会 TEL.777-777-7777

【変更後】 氏 名：中小 太郎
連絡先：〇〇商工会 TEL.777-777-7777

【変更理由】 法定経営指導員である〇〇商工会所属の経産花子氏が、他の商工会へ人事異動したため、後任の法定経営指導員である中小太郎氏へ変更するもの。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：中小 太郎

(3) 事業継続力強化支援事業の目標

Q15.「事業継続力強化支援事業の目標」は、どのようなことを記載するのですか？

(答)

事業継続力強化支援事業の実施期間全体における目標となりますので、3～5年先を見据えて、商工会又は商工会議所及び関係市町としてどういう姿を目指すか（どうなっていたいか）、そのために商工会等のあり方はどうあるべきか（どういう支援を行うべきか）といったことを記載してください。

(4) 事業継続力強化支援事業の実施期間

Q16.「事業継続力強化支援事業の実施期間」は、どのくらいの期間ですか？

(答)

3年以上で、最長5年間としてください。

なお、事業継続力強化支援事業は、自然災害等の最新の発生予測等をもとに実施される必要があるため、共同作成する関係市町の地域防災計画の改訂状況も踏まえつつ、定期的に見直しを行うことが望ましいと考えます。

Q17. 計画を申請する時期によって、「事業継続力強化支援事業の実施期間」の開始日は変わりますか？

(答)

計画の認定後でなければ事業は実施できないため、実施期間の開始日は、計画を提出する月(各回次)の結果公表の翌月初日としてください。(申請月の3か月後の初日)

例えば、第2回の2月3日から2月28日までに、計画を申請する場合は、4月に結果が公表されるため、実施期間の開始日は「令和2年5月1日」になります。

(5) 事業継続力強化支援事業の内容

Q18. 事業内容等を補足するため、別添形式で資料を添付することは可能ですか？

(答)

添付資料の一例として、商工会又は商工会議所自身の事業継続計画（※）を想定しています。なお、小規模事業者支援法第5条第7項の規定により当該計画の内容を公表するため、添付資料も公表の対象となる場合があるのでご承知おきください。

（※） 商工会におかれては、全国商工会連合会が示す商工会向け商工会危機管理マニュアル等をご活用（ご参照）ください。

商工会議所におかれては、日本商工会議所が示す商工会議所向けBCP対策資料をご活用（ご参照）ください。

Q19. 発災時における被害情報の報告とは、どのようなものですか？

(答)

災害対策基本法において国は都道府県知事やその他地方公共団体の調査や報告に基づき、支援策を実施する旨が定められています。被災企業の支援策を実施するため、中小企業・小規模事業者の被害の実態（被害額等）を把握する必要があります。どの情報をどの機関がどのように集めるか、市町・商工会又は商工会議所の役割分担を決める必要があります。

一例として、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、商工会・商工会議所が行うこと、関係市町が行うことをあらかじめ役割分担することが考えられます。

地域によって適した体制は様々ですが、例えば、被害情報の収集の方法として、メールや SNS、アンケートを通じて会員企業へ被災状況を確認する方法もありますが、基本的には、非会員企業を含め被災事業者を回り被害状況や被害額の聞き取りを行います。この際、集めた事業者の被害状況は、速やかに市町の担当者に報告し、市町が集計を行う分担があり得ます。被害地域が広い場合には、市町村から職員の応援を得て協同して調査を行うことを取り決めておくことも有用です。

また、復旧支援メニューが措置された際に、商工会・商工会議所と自治体が共同で支援する場合の被害情報の情報交換について、事前に取り決めなどを行い、迅速な復旧活動に努めていくことも有用と考えられます。

なお、本県が必要と考える被害情報の報告は、次ページの「被害状況に関する県への報告」のとおりです。

＜被害状況に関する県への報告＞

ガイドラインP12の＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞により、
商工会及び商工会議所は、市町と共有した事業者の被害状況について、下記のとおり
県に報告してください。

（１）県に報告が必要な内容（※可能な範囲でご協力をお願いします。）

＜発災直後＞

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 管内の被災事業所名② 住所、電話番号、Eメール、役職・担当者名③ 現在の営業状況④ 直接被害の有無（建物、設備、車両、原材料・在庫）⑤ 間接被害の有無（停電、断水、物流、従業員の通勤への影響など）⑥ その他 |
|--|

＜発災から1か月後＞

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 上記、発災直後の情報② 被害見込み額（建物、設備、車両、商品・原材料・在庫別の内訳）③ 保険適用の状況④ 支援制度の活用状況 |
|---|

（２）報告様式

次ページのとおり。（県参考様式1-1、1-2）

この様式は現時点のものであり、今後、実態に合わせて改良していく予定です。

なお、全国商工会連合会や日本商工会議所、各商工会や商工会議所、市町で
別に定めている様式があり、上記（１）の報告内容が網羅されている場合は、
各団体の様式による報告も可能です。

（３）報告する方法

メール（※メールが使用できない時はFAX）

被災状況調査票（1カ月後）

調査日： 年 月 日

1 基本情報

①事業所名	
②住所	
③電話番号	
④Eメール	
⑤役職・担当者	

2 被害の状況

- ①現在の営業（操業）状況 ☐ 1. 通常 ☐ 2. 部分 ☐ 3. 停止
- ②被害（見込）額
- ア 施設（建物）被害 円 ※うち保険適用 %
- イ 設備被害 円 ※うち保険適用 %
- ウ 車両被害 円 ※うち保険適用 %
- ③原材料・在庫被害 円 ※うち保険適用 %
- ⑤支援制度の活用 ☐ 1. あり ☐ 2. なし ☐ 3. 検討中

3 被害の状況等 ご自由にご記入ください

--

(注) 回答内容は、復旧・復興支援に活用するため、各行政機関及び他の経済団体に提供します。

（６）事業継続力強化支援事業の実施体制

Q20. 実施体制（別表２）には、どのようなことを記載すればよいですか？

（答）

事業の実施を担う部署と連絡先（商工会又は商工会議所及び市町）、法定経営指導員がどのように関与するのかを記載してください。記載例として申請ガイドラインの15ページをご参照ください。

（７）必要な資金の額及びその調達方法

Q21. 必要な資金の額について、どのように記載すればよいですか。また、2年目以降の予算は未確定ですが、どのように記載すればよいですか？

（答）

計画作成の段階で関係市町と十分協議・調整を行っていただき、事業実施のために必要な資金の内容や額、又は調達方法（商工団体や関係市町が行う事業が明確に記載できるような場合、「A事業は〇〇市より、B事業は〇〇商工会（商工会議所）の事業費収入等」と記載いただくことも一例として考えられます。）について、事業規模と予算規模が見合った内容で記載してください。

初年度の額を参考に、見込み額を記載して問題ありません。なお、初年度の額は、前年度までの類似事業の予算・決算額からの見込み額で問題ありません。

（８）連携に関する事項

Q22. （別表４）は、どのような場合に記載するのですか？

（答）

小規模事業者支援法第5条に基づく本計画においては、「当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者」についても、当該者と連携して事業継続力強化支援事業を実施することが当該事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあっては、連携して「事業継続力強化支援事業を実施する者」として記載することができます。

この場合、連携者自身も事業継続力強化支援事業を実施する者として取り扱われ、法

の効力が及ぶものであることから、商工会・商工会議所と協力関係・友好関係にある者を網羅的に記載するものではありません。少なくとも、連携者自身も事業継続力強化支援事業の実施者であることを認識の上で記載されるものです。

なお、次の4者が連携者として記載された計画については、認定された場合、法制上の齟齬等が生じるおそれがありますので、ご注意ください。

（①関係市町村、②国の行政機関、③独立行政法人、④政府関係金融機関）

※②～④の者についても、あくまで、小規模事業者支援法第5条第3項及び同条第4項第5号の規定に基づいて連携して事業継続力強化支援事業を実施する者として記載することにより法制上の齟齬等が生じるのであって、事業継続力強化支援事業を実施するにあたっての上記の者との各種の取引関係、商品・サービスの利用の意思等について、事業継続力強化支援事業の内容の説明として（別表1）に記載することは妨げるものではありません。

Q23.（別表4）において、「連携者」として記載した内容は、公表されるのですか？

（答）

（別表4）は公表しますので、記載する内容は、当該連携者とよく相談のうえ、必ず同意を得てください。

（9）提出書類について

Q24. 提出書類に不備（不足）があった場合は、どうなりますか？

（答）

提出書類に不備（不足）がある場合でも受付は行いますが、審査期間や結果公表の時期に影響しますので、提出される前には、しっかりご確認ください。

不備があった場合は、県から照会を行いますので、速やかに対応ください。

Q25. 添付書類「総会又は議員総会その他これに準ずるもの」の「準ずるもの」とは、どのようなものですか？

(答)

商工会の定款で定める「理事会」、商工会議所法第51条の「常議員会」又は「正副会頭会議」を想定しています。

上記以外には、定款又は総会の議決によって意思決定権が委任されている会議が想定されます。例えば、定款又は総会の議決によって「～～～に関する事項は〇〇委員会で議決する」とあれば、当該委員会の議決が当てはまります。

Q26. 添付書類「・・・議事録の写し」とありますが、どの程度の範囲を提出すればよいのですか？

(答)

議事録のうち、事業継続力強化支援計画の内容等について決議等をおこなった箇所の抜粋で問題ないと考えています。

ただし、抜粋の場合は、会議名、日時、事業継続力強化支援計画を機関決定した旨が分かる部分が必要であると考えますが、その場合、議事録の抄本であることを証明する記名・押印が必要となります。

Q27. 添付書類「認定申請書（様式第1）に記載された経営指導員が（中略）要件に該当することを証する書面」とは、どのようなものですか？

(答)

経営指導員の要件が確認できる書面は、以下のとおりです。

	添付書類
共通	経営指導員要件を満たすことの申告書（参考様式第1）
在籍確認	契約書、委任状、在職証明等いずれか1通の写し
受講確認	基礎講習（施行規則第7条第1項第2号に規定する講習）の修了証の写し
	行政事務講習（施行規則第7条第1項第3号に規定する講習）の修了証の写し

	習)の修了証の写し
	事業継続力講習(施行規則第2条第1項第2号に規定する講習)の修了証の写し
実務経験確認	以下のいずれかを添付 ①組織における実務経験期間を証明する書類 又は ②法定の事業計画の作成支援を証明する書類 又は ③中小企業診断士登録証の写し(表裏)

※本県の事業継続力強化支援計画の認定申請に当たっての法定経営指導員の要件を満たすことを証明する書類の様式及び参考例

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/jigyokeizoku.html>

※中小企業庁ホームページ(経営指導員要領)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/shidouin.html>

【添付書類の省略】

○複数の計画に記名する場合は、いずれか1計画に全ての書面を添付していれば、ほか計画は「共通書面」の添付のみでも構いません。

○添付書類を省略する場合は、以下のとおり記載してください。

参考様式第1 (第5条関係)		
経営指導員要件を満たすことの申告書		
日付		
氏名		印
宣誓書を添え、以下のとおり申告します。 なお、1. 2. 3. の確認書面については〇〇商工会及び〇〇市の事業継続力強化支援計画に係る認定申請書に添付しています。		

(10) 認定審査について

Q28. どのような基準で審査をするのですか？

(答)

計画の内容が、小規模事業者支援法第5条第6項の各号のいずれにも適合するかどうかを審査します。

(11) 共同申請について

Q29. 二以上の商工会又は商工会議所が共同して事業継続力強化支援計画を申請することができますか？

(答)

小規模事業者支援法第5条第2項の規定により、二以上の商工会又は商工会議所が共同で申請することができます。

Q30. 異なる市にある商工会又は商工会議所が共同して事業継続力強化支援計画を申請することができますか？

(答)

まずは関係する商工会又は商工会議所及び関係市町で事前に協議・調整を行ってください。関係者間の調整・同意が得られている場合は、異なる市町域にある商工会又は商工会議所が関係市町と共同して事業継続力強化支援計画を申請することは可能です。申請にあつたての考え方はQ3. のケースと同様です。

(12) 変更申請

Q31. 認定を受けた事業継続力強化支援計画を変更することはできますか？

(答)

小規模事業者支援法第6条の規定により、変更することが可能です。同法施行規則第4条の様式第2に必要書類を添付のうえ、県に提出してください。

なお、変更する場合には、事前に県へご相談さい。

Q32. 「事業継続力強化支援計画を変更しようとするとき」とは、どのような場合ですか？

(答)

実施体制や連絡体制に大きく変更がある場合、法定経営指導員が変更となる場合等が想定されますが、いずれにしても変更申請の必要を含め、事前に県へご相談ください。

Q33. 事業継続力強化支援事業の実施期間は、変更申請により延長することが可能でしょうか？

(答)

変更申請により、認定された事業期間を延長することはできません。小規模事業者支援法第5条の規定に基づき、新たに認定を受ける必要があります。いずれにしても変更申請の必要を含め、事前に県へご相談ください。

Q34. 小規模事業者支援法第6条第2項に規定する「(略) 認定に係る事業継続力強化支援計画が、同条第6項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、(略)」とは、どのような場合ですか？

また、そのようなときに該当する場合、どのような対応が考えられるでしょうか？

(答)

小規模事業者支援法第5条第6項によれば、次の要件に適合しなくなったときには、都道府県知事は事業継続力強化支援計画の認定を取り消すことができるとされています。

- (1) 「事業継続力強化支援事業の目標」、「事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間」、「事業継続力強化支援事業の実施体制」が基本指針に照らして適当なものであること
- (2) 「事業継続力強化支援事業の実施体制」、「事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法」、「商工会及び商工会議所以外の者と連携して事業継続力強化支援事業を実施する場合の連携する者とその内容」が事業を確実に遂行するために適当なものであること

ただし、こういったケースが生じることは稀であると考えられます。気になる場合には県にご相談ください。

Q35. 認定された事業継続力強化支援計画の全てを撤回して新たな計画を策定する場合、小規模事業者支援法第6条第1項に基づく変更申請で対応することは可能でしょうか？

(答)

計画の全てを撤回して新たな計画を策定する場合、変更申請で対応することはできません。小規模事業者支援法第5条に基づき、新たに認定を受ける必要があります。

Q36. 変更申請書の提出から変更認定の結果が出るまで、どの程度の期間を要しますか？

(答)

変更認定に係る事務処理期間は1か月程度となります。

ただし、軽微な変更（計画期間の短縮や法定経営指導員の変更など）については、事務処理期間の短縮が見込まれます。

Q37. 変更申請の認定審査では、何を審査するのですか？

(答)

変更申請における認定審査では、当初認定と同様に、小規模事業者支援法第5条第6項各号に掲げる基準に合致するか否かを審査します。

Q38. 変更申請した計画が不認定となった場合、当初認定された計画はどのような扱いになるのですか？

(答)

変更申請が不認定となったことにより、当初認定された計画が取り消しになることはありません。

(13) その他

Q39. 事業継続力強化支援事業について、実施状況の報告は必要ですか？

(答)

小規模事業者支援法第11条の規定により、都道府県知事は、事業継続力強化支援事業の実施状況について、商工会又は商工会議所に対し、報告を求めることができるこ

ととなっています。

本県が報告を求めた場合は、ご協力をお願いします。

Q40. 事業者BCPとは何ですか？

(答)

本ガイドラインにおいて、商工会又は商工会議所の事業継続計画、小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載しています。

BCP (Business Continuity Plan) とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

緊急事態は突然発生します。有効な手を打つことができれば、特に中小企業は、経営基盤が脆弱なため、廃業に追い込まれるおそれがあります。また、事業を縮小し従業員を解雇しなければならない状況も考えられます。

緊急時に倒産や事業縮小を余儀なくされないためには、平常時からBCPを周到に準備しておき、緊急時に事業の継続・早期復旧を図ることが重要となります。こうした企業は、顧客の信用を維持し、市場関係者から高い評価を受けることとなり、株主にとって企業価値の維持・向上につながるのです。

このBCPの特徴は、①優先して継続・復旧すべき中核事業を特定する、②緊急時における中核事業の目標復旧時間を定めておく、③緊急時に提供できるサービスのレベルについて顧客とあらかじめ協議しておく、④事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を用意しておく、⑤全ての従業員と事業継続についてコミュニケーションを図っておくことにあります。

企業が大地震などの緊急事態に遭遇すると操業率が大きく落ちます。何も備えを行っていない企業では、事業の復旧が大きく遅れて事業の縮小を余儀なくされたり、復旧できずに廃業に追い込まれたりするおそれがあります。一方、BCPを導入している企業は、緊急時でも中核事業を維持・早期復旧することができ、その後、操業率を100%に戻したり、さらには市場の信頼を得て事業が拡大したりすることも期待できます。BCPの策定・運用にあたっては、まずBCPの基本方針の立案と運用体制を確立し、日常的に策定・運用のサイクルを回すことがポイントとなります。(注：中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」より引用)

Q41. 想定する自然災害等に新型コロナウイルス感染症も該当するのでしょうか？

(答)

事業活動に影響を与える「自然災害又は通信その他の事業活動の基盤における重大な障害」としては、例えば、自然災害、自然災害に起因する停電被害（ブラックアウトも含む）、サイバー攻撃による情報漏洩、新型インフルエンザ（感染症）などが考えられます。

事業継続力強化支援計画は、主として自然災害発生時における事業継続を主眼としていますが、感染症（新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が事業活動に影響を与えることを想定しておくことも有用です。

いずれにしても、事業継続力強化支援計画の作成にあたっては、商工会又は商工会議所及び関係市町村が共通認識を持っていた上で、共同で実効性のある計画の作成をお願いします。

(参考) 新型コロナウイルス感染症の関連ページ

・ 首相官邸

(新型コロナウイルスへの備え)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#shiensaku>

・ 内閣府

(新型コロナウイルス感染症関連)

<https://www.cao.go.jp/others/kichou/covid-19.html>

・ 厚生労働省

(新型コロナウイルス感染症関連)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・ 経済産業省

(新型コロナウイルス感染症関連)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

※また、中小企業庁が運営する以下のオンラインツールも併せてご活用ください。



中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」
最新情報の配信に加え、自分に合った制度や条件検索も。

🔍 ミラサポplus



公式X（旧ツイッター）「中小企業庁」

パンフレット更新をいち早くお知らせ、その他情報も随時配信。

🔍 @meti_chusho



メルマガ「e-中小企業ネットマガジン」

毎週（水）に中小企業支援施策・関連情報を配信。

🔍 e-中小企業ネットマガジン



Ver1.	0	令和	元年	1	1月	22日	制定
Ver2.	0	令和	3年	1月	13日	制定	
				4月	1日	施行	
Ver3.	0	令和	6年	7月	11日	制定	
				8月	1日	施行	

